

# 白馬村図書館施設等基本構想策定業務仕様書

平成30年4月

長野県白馬村

## 1. 業務の目的

白馬村では、第5次総合計画において「白馬の豊かさとは何か―多様であることから交流し学びあい成長する村」を基本理念に掲げ、生きがいつくりや生活の質の向上のために幅広い年代において住民が学び続ける「一人ひとりが成長し活躍できる村」を標榜している。

図書館は住民の「知の拠点」であり、図書館法（昭和25年法律第118号）第3条に定める「図書館奉仕」を目的として設置・運営されるものであるが、現在の白馬村図書館は平成10年に旧大町法務局白馬出張所に必要最小限の改修を加え開設したものであり、サービスの充実・向上を図るうえで制約や課題が多い状況にある。

「学びあい育てあう村づくり」の中心的な施設となる新しい図書館の建設に向けて、これまでに開催してきた白馬村図書館施設検討委員会や各種ワークショップの流れを受け、住民が図書館に対して何を求め、どう利用したいのかを把握したうえで、図書館に関する情報を住民と共有し、図書館に対する認識を啓発するとともに、住民や図書館ボランティア、村職員等と共に白馬村の地域特性を最大限に活かした新しい図書館のあり方を検討する必要がある。

また、新しい図書館施設については、白馬村の人口推移や財政状況を踏まえ、中長期的な視点を持ち将来にわたって住民の教育と文化の発展に寄与できる図書館機能に加えて、現在白馬村に不足している公共施設・公共サービス等を複合的に備えた施設とすることを検討している。本業務では、平成30年度に新たに設置する有識者会議の運営を支援しながら、複合施設として備えるべき機能・役割を併せて検討し、合理的かつ効果的で人々の交流が生み出される新しい図書館等複合施設の基本計画や設計の基となる基本構想を策定することを目的とする。

## 2. 業務の内容

### (1) 調査・分析

#### ア. 現状把握

関係する既存計画及び各種統計情報並びにこれまでに開催されてきた図書館施設検討委員会の資料等から、白馬村及び白馬村図書館の現状及び将来像について把握するとともに、複合施設として検討すべき機能を整理する。また、アンケートもしくはヒアリング等の方法により、図書館職員及びボランティア並びに図書館利用者のニーズ等を調査し、分析・報告する。

#### イ. 事例調査

図書館をまちづくりや交流、観光等の拠点として整備することで多くの来館者を獲得している図書館や、住民主体のイベントが多く開催されている図書館、複合施設として整備された図書館、官民連携により柔軟な運営や財政的負担の緩和を実現している図書館など、特徴的な事例を調査・報告する。

- (2) 有識者会議の運営及び事務局支援
  - ア. 有識者会議の開催  
基本構想策定のための有識者会議（3～4回程度開催予定）において、会議の企画及び資料作成等の運営支援を行う。
  - イ. ワークショップの開催  
白馬村の特性や住民ニーズに合った図書館の規模やサービス内容、複合施設として備えるべき機能等を把握するため、ワークショップ（3回程度）を開催する。
- (3) 基本構想案の策定
  - ア. 複合施設として備えるべき機能と候補地の選定  
（1）及び（2）を踏まえ、中長期的な視点で複合施設として備えるべき機能を具体的に示すとともに、施設全体が有効利用される最適な候補地を選定する。
  - イ. 基本構想案の作成  
（1）、（2）及び（3）ア. を踏まえ、実現可能性・持続可能性の高い図書館施設等基本構想案を策定する。

### 3. 成果品

本業務における成果物等一式は次に掲げるものとする。

- (1) 白馬村図書館施設等基本構想案 50部
- (2) 白馬村図書館施設等基本構想案（概要版） 100部
- (3) 上記電子データ及び関連データ 1式
- (4) その他、村が必要と判断する資料

本業務完了後、受託者の責による成果品の瑕疵が発見された場合は、発注者の指示に従い修正及びその他必要な作業を受託者の負担において行うものとする。

本業務において作成した成果品は、すべて発注者に帰属するものとし、受託者は発注者の許可なく使用、複製及び流用してはならない。

### 4. その他

- (1) 本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は発注者と綿密な連携を取り、適宜業務内容の方針及び条件等について打合せを行うものとする。
- (2) 受託者は、本業務の実施にあたっては関連する法令等を遵守しなければならない。また、本業務の遂行上知り得た情報を本業務以外の目的に利用・漏洩してはならない。本業務の終了後も同様とする。
- (3) 受託者は、本業務の実施にあたり、以下の資料を参照すること。

- ア. 白馬村第5次総合計画
- イ. 白馬村総合戦略
- ウ. 白馬村図書館基本計画
- エ. 白馬村教育大綱
- オ. 白馬村観光地経営計画
- カ. 白馬村公共施設等総合管理計画
- キ. 白馬村図書館施設検討委員会報告書
- ク. その他、必要と認められる資料

(4) 業務の着手及び完了にあたり、以下の書類を提出すること。

- ア. 着手届
- イ. 工程表
- ウ. 業務担当者及び経歴書
- エ. 業務完了届
- オ. その他村が必要とする書類

(5) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、事前に書面にて報告し、村の承諾を得たときは、この限りではない。

(6) 本業務により基本構想を策定する図書館等複合施設の事業規模については、備えるべき複合施設としての機能を決定したうえで、村が検討し指示するものとする。

(7) 本仕様書に定めのない事項または委託内容の変更については、発注者・受託者協議のうえで決定するものとする。また、本仕様書は基本的事項を提示したものであり、業務の目的から勘案して必要と考えられる事項については、適宜創意工夫して提案すること。